

令和7年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

令和7年1月20日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年1月20日（月）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）

日程第 4 議案第2号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について

（提案説明、質疑、委員会付託）

日程第 5 議案第1号 工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）

日程第 6 議案第2号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 7 報告第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））

（報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（8名）

1 番	南	靖久	議員	2 番	小	川	公明	議員	
3 番	濱	中	佳芳子	議員	4 番	西	川	守哉	議員
6 番	中	村	文子	議員	7 番	岩	澤	宣之	議員
8 番	中	村	レイ	議員	10 番	仲		明	議員

○欠席議員（1名）

5 番 村 田 幸 隆 議員

○説明のため出席した者

副	市	長	下	村	新	吾	君
政	策	調	整	課	長	三	鬼
政	策	調	整	課	調	整	監
西	村	美	克	君			
森	本	眞	明	君			
岩	本		功	君			
山	口	修	史	君			
塩	津	敦	史	君			
田	中	利	保	君			
森	下	陽	之	君			
総	務	課	長				
財	政	課	長				
福	祉	保	健	課	長		
建	設	課	長				
教	育	課	長				
教育委員会生涯学習課	参事						

○議会事務局職員出席者

事	務	局	長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱	野	敏	明		
議事・調査係書記	樺	田	朋	実		

〔開会 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより令和7年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、副市長より御挨拶があります。

副市長。

〔副市長（下村新吾君）登壇〕

副市長（下村新吾君） おはようございます。

議員の皆様には、令和7年第1回臨時会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第1号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」をはじめとする議案2件と報告第1号「専決処分事項の承認について（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」を提出させていただきました。

よろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日だけにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第３、議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」及び日程第４、議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」の２議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました２議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長（下村新吾君）登壇〕

副市長（下村新吾君） それでは、今回提案しております議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」と議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」の２議案について御説明いたします。

議案書の１ページを御覧願います。

議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」につきましては、現在建設中の国市浜公園野球場に新たにナイター照明設備を設置することから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」につきましては、お手元に配付の令和６年度尾鷲市一般会計補正予算書（第１０号）及び予算説明書をもって御説明いたします。

予算説明書の１ページを御覧願います。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億２７６万４,０００円を追加し、これにより予算総額を１２４億９,９００万１,０００円とするものであります。

まず、歳入について御説明いたします。

８ページ、９ページを御覧ください。

１７款寄附金、１項寄附金、１目総務費寄附金は、１２月末までのふるさと応援寄附申請額等を勘案し、ふるさと応援寄附金を１億８,０００万円増額するものであります。

１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金２,２７６万４,０００円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、ふるさと納税の増額見込みに伴う返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定納付事務等手数料2,027 万8,000 円、ふるさと納税関連業務委託料7,200 万円ほか、事務費を含め、合計9,476 万4,000 円を増額するものであります。

3 目財産管理費は、ふるさと応援寄附金の増加見込額のうち、経費への充当分を除く1 億800 万円をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

以上をもちまして、議案第1 号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」と、議案第2 号「令和6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第10 号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

4 番、西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） もう、これ、進んでいるというか、もう始まっているのでありますので僕は反対はしないんですけど、ちょっと分からないところがあるのでそれだけ教えてください。

今回の追加工事の業者がいますね。三重県から営業停止処分を受けています。

とび・土工で営業停止処分を受けているのに、ナイター設備における基礎工事は、これは問題にならないですか。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 工事の担当課のほうから説明させていただきます。

今回追加となりますナイター照明設備工事につきましては、建設業法でいうところの電気工事がメインとなります。その中、今、議員指摘のとおり、基礎等のとび・土工に当たる部分に関しましては、営業停止処分でございますので、下請等を使って施工するという形になると考えております。

以上です。

議長（南靖久議員） 4 番、西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） 同様に、三重県から営業停止処分を受けているにもかかわらず、尾鷲市としては何も処分を行わない、これはどういうことですか。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 担当課ではないですが、私、分かる限りで答えさせていただきます。

実際、今回、指名停止等が市が行う処分になるんですが、この指名停止に関しましては、以前の方にこの件に関しての指名停止がされております。あくまで営業停止処分というのは建設業法を所管します県のほうの処分になりますので、市としてこれに対して何か合わせて処分ということは、もう既に指名停止のほうを行っておりますので、ないという形で聞いております。

議長（南靖久議員） 4 番、西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） 今さっき電気工事がメインっておっしゃられましたけど、当然ナイター設備は、メインは照明器具工事だから電気工事のほうに関わるんですけど、安藤・間・丸昇 J V にかかわらず、なぜ、地元業者育成のため、電気工事枠として分離発注することは考慮しなかったんですか。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 先般の委員会のほうでも説明させていただいたんですが、別途に分離発注しますと約 4 億 2,000 万円ほど、今回変更契約という形でやりますと 3 億 6,000 万円、約 6,000 万円ほど経費が削減できるということで変更契約としてさせていただいた経緯がございます。

議長（南靖久議員） 他に質疑はございませんか。

8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 同じ工事請負変更契約についてお尋ねしたいと思います。

これの元設計の契約にも電気工事は入っていましたか。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 元設計のほうにも電気工事のほうは入っておりますが、低圧の電気工事として入っております。

議長（南靖久議員） 8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） それでは、元設計の工種別の契約金額を教えてください。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 契約に対しては総額契約ですので、個別の契約額となりますとまた案分等する必要があるがございますので、今この場で答えることはちょっと不可能ですのでお願いします。

議長（南靖久議員） 8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 総額契約ですけれども、工種は積み上げですので、委員会までに中身をちゃんと出してください。

3 番目の質問をさせてください。同じ工事については、当初契約の 3 割までの増工というのは一般的には認められておりますが、今回のように、低圧の電気工事しかもともと含まれてない工事に、無理やり高圧の電気工事を追加工事で入れるということ自体が契約としてはおかしいです。なぜ 3 割を超える契約、それも、低圧と高圧というのは全く違う電気工事なんですけれども、それを増額として認められる根拠はなんですか。

議長（南靖久議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） まず、今回の変更契約、増額分は 3 割以内でございます。

まずこれを申し上げます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております 2 議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の 2 議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前 10 時 13 分〕

〔再開 午前 11 時 23 分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 1 号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」及び日程第 6、議案第 2 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 10 号）の議決について」の 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました２議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、仲明委員長。

〔１０番（仲明議員）登壇〕

１０番（仲明議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」、議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」、以上２議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

本議案につきまして、先ほど、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

なお、議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」の審査の中で、野球場ナイター設備は新たな工種の工事であることから、変更契約ではなく別工事として分離発注すべきであるとの意見がありましたことを申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第５、議案第１号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

議長（南靖久議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第２号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、報告第１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号））」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

副市長。

〔副市長（下村新吾君）登壇〕

副市長（下村新吾君） それでは、報告案件について御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

報告第１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号））」につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたため、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠として、令和６年度における個人住民税均等割非課税世帯に対して１世帯当たり３万円と、当該世帯員である１８歳以下の児童１人当たり２万円を支給するものであります。

歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億３，０７０万４，０００円の追加、歳出につきましては、物価高騰対応生活支援給付金１億２，４００万円のほか、システム改修委託料３７６万２，０００円の追加等が主なものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ１億３，０７０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２２億９，６２３万７，０００円とするものであります。

以上をもちまして、報告第１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号））」の説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第７、報告第１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号））」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第１号は承認されました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

ここで、副市長より御挨拶があります。

副市長。

〔副市長（下村新吾君）登壇〕

副市長（下村新吾君） 議員の皆様におかれましては、議案の審査に当たり、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会に提出いたしました議案第1号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」をはじめとする議案2件と、報告第1号「専決処分事項の承認について（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

なお、審議の中において皆様からいただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（南靖久議員） 本日1日御苦労さまでございました。

これをもちまして、令和7年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時33分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉